

佐久市香坂東地区太陽光施工住民説明会議事録

説明会日時：令和6年11月17日（日曜日）19：30～

場 所：東地文化センター

施工計画地：①佐久市香坂 877-1 番

②佐久市香坂 857-4 番他 3 筆

③佐久市香坂 861-1 番

④佐久市香坂 866-1 番他 1 筆

⑤佐久市香坂 626-1 番他 2 筆

⑥佐久市香坂 633-1 番他 5 筆

⑦佐久市香坂 339 番

⑧佐久市香坂 336 番他 7 筆

⑨佐久市香坂 330-1 番他 2 筆

⑩佐久市香坂 316 番他 1 筆

出席者様：東地区区長様、住民様 6 名

説明者：株式会社グッドライフ塚原常好

使用資料：施工概要（※別紙添付）

●施工概要を配布し太陽光施工計画を説明

説明内容：土地情報

ハザードについて

配置及び事業計画について

管理及びスケジュールについて

使用パネル及びパワコンについて

意見・質問	回答
<p>火災発生時の対応として敷地内に入る為のダイヤルキーならナンバーを予め教えていただく、鍵ならスペアキーを予め公民館等に保管していただくということをしていただきたい。その他緊急の場合はフェンスを</p>	<p>はい。</p>

<p>一部壊しての侵入を予め承諾する内容を協定に盛り込んでいただきたい。</p>	
<p>区としては安心安全な災害の無い太陽光発電所を設置していただきたい。区民の皆さんに迷惑が掛からないようにしていただきたい。内容が厳しいですがしっかりと協定を結んでいただき、年数の経過した施設については後片付けを行い原状回復していただくようにお願いします。こちらからまた厳しい事を言うかもしれませんが確実に実行していただかないと困りますので宜しくお願いします。</p>	<p>はい</p>

議事録記載者：株式会社グッドライフ
塚原 常好

事業基本計画書に係る意見書

令和6年12月11日

<p>受付番号：第 128 号</p>	<p>発電設備の所在地</p>
<p>事業者名：株式会社グッドライフ 代表取締役 小泉 翔建</p>	<p>長野県佐久市香坂字小屋場 866-1、866-4</p>
意見及び指示事項	協議結果
<p>1 佐久市太陽光発電設備の設置等に関する要綱（以下「市要綱」）第12条第4項第5号、市要綱指導基準第3条第2項に基づき、道路の境界から可能な限り離すとともに周辺の景観との調和を図るために緑化等に配慮すること。（環境政策課）</p> <p>市要綱第12条第4項第5号 発電設備を隣接する土地、道路等との境界から可能な限り離すとともに、植栽等によって事業地に隣接する土地、道路等から発電設備が可能な限り視認できないようにすること。</p> <p>市要綱指導基準第3条第2項 柵、塀等については、可能な限り目立たない色彩とし、緑化等により周辺との景観に調和するよう配慮すること。</p> <p>2 対象地は周知の埋蔵文化財包蔵地ではなく、現状では文化財保護法第93条の届出は必要ありません。 しかし、工事中に遺構や遺物が発見された場合には、発掘調査が必要となる可能性がありますので、文化振興課文化財事務所にご連絡ください。 （文化財事務所）</p> <p>3 対象地に隣接する農地や水路・道路などに、設備の建設中や、完成後も影響がないようにしてください。また、設備の設置で農地や構造物等に不具合等が生じた場合は、行為者の責任で対応してください。 （耕地林務課）</p>	<p>1. 承知しました。 なるべく離すように施工して柵の方も、景観と調和する為緑色のフェンスを採用します また、緑化は春になりましたらクローバーをまき景観に調和させるようにいたします。 併せて、敷地北側の道路部分より視認させにくくするため、敷地北側、南側にコニファーによる中朴木を設置するようにする</p> <p>2. 承知しました。</p> <p>3. 承知しました。 農地や構造物に支障が生じた場合は弊社の責任で対応いたします。</p>

<p>4 隣接地との境界を境界杭などで明確にしてください。また、フェンスなどは隣接地の境界を侵さないように設置してください。（耕地林務課）</p> <p>5 佐久市景観条例に基づき、土地の形質の変更がある場合、届出が必要となります。事業施工場所は、佐久市景観計画に基づく田園地域に指定されていますので、景観育成基準を遵守した計画とし、「景観区域における行為の届出」を提出してください。（届出対象行為等の詳細については、佐久市ホームページをご覧ください。）なお、届出については、「太陽光発電設備の設置に関する要綱」の事前協議後、工事着手 30 日前までに 2 部提出してください。</p> <p>申請地は、長野県屋外広告物条例に定める屋外広告物禁止地域です。（建築住宅課）</p> <p>6 佐久市内の土地において、平成 2 年 9 月 6 日現在の登記地目が山林または原野の場合、佐久市自然環境保全条例に基づく自然保全地区に該当となります。</p> <p>当該地区において、「建築物その他工作物の新築、改築または増築」、「宅地の造成」、「土地の開墾その他土地の形質の変更」、「木竹の伐採」、「土石類の採取」、「これらの行為に準ずる行為」などで条例及び規則等に該当する行為を行う場合、許可申請及び協定の締結等が必要となります。（公園緑地課）</p> <p>7 官民境界を明確にし、境界杭等で明示してください。（土木課）</p> <p>8 既設道水路に影響が生じる場合は、打ち合わせを行い、必要があれば道路自営工事、占用等の許可を得てください。また、各関係機関との協議を十分行ってください。（土木課）</p> <p>9 事業区域内の雨水は周辺の市道および水路に流出しないようにしてください。</p>	<p>4. 承知しました。 土地家屋調査士により測量業務を行い、敷地境界を、官民立ち合いを行い、フェンス等は隣地境界を侵さないように致します</p> <p>5. 承知しました。 事前協議後、届け出提出いたします</p> <p>6. 承知しました。山林、原野に該当するところにおいては、佐久市自然環境保護条例の申請を行います</p> <p>7. 承知しました。 土地家屋調査士により測量業務を行い、敷地境界を、官民立ち合いを行います。</p> <p>8. 承知しました。</p> <p>9. 承知しました。運用中に万が一流出した場合は弊社の方で責任をもって対処いたします。</p>
---	---

<p>(土木課)</p> <p>10 工事車輛の経路上における公共物等の汚破損については、速やかに道路管理者に連絡した上で管理者の指示に従い、申請者の責任で復旧してください。</p> <p>(土木課)</p> <p>11 敷地内の土砂・碎石等が道路に流出した場合は、申請者で清掃等を行ってください。</p> <p>(土木課)</p>	<p>10. 承知しました。 公共物の破損があった場合には、速やかに道路管理者様に連絡して、弊社の責任で復旧致します。</p> <p>11. 承知しました。</p>
--	--

意見及び指示事項について、協議結果は上記のとおりです。

令和 6 年 12 月 25 日

佐久市 環境部 環境政策課